

# 栗山町いじめ防止基本方針

平成26年9月・栗山町教育委員会

(一部改定 平成27年 5月)

(一部改定 平成30年 5月)

(一部改定 令和 5年10月)

## 目 次

～はじめに～

- |                                           |      |
|-------------------------------------------|------|
| 1、「栗山町いじめ防止基本方針」の趣旨                       | 3 P  |
| 2、いじめ防止等のための対策の基本的な方向                     | 4 P  |
| (1)「栗山町いじめ防止基本方針」の基本理念                    |      |
| (2) いじめの定義                                |      |
| (3) いじめを理解するための留意点                        |      |
| (4) 具体的ないじめの態様                            |      |
| (5) いじめの理解                                |      |
| (6) いじめの解消                                |      |
| 3、いじめ防止等のための対策の内容                         | 7 P  |
| (1) 教育委員会が実施する施策                          |      |
| (2) 学校が行う取組                               |      |
| (3) 家庭（保護者）や地域の役割                         |      |
| 4、重大事態の対処                                 | 13 P |
| (1) 重大事態とは                                |      |
| (2) 「栗山町いじめ問題専門委員会」の開催                    |      |
| (3) 町長への重大事態発生及び調査結果の報告                   |      |
| (4) 町長の付属組織「栗山町いじめ調査委員会」による再調査の指示及び議会への報告 |      |
| 5、その他                                     | 14 P |
| (1) 関係機関（北海道教育委員会）との連携                    |      |
| (2) 保護者への情報提供                             |      |

# 栗山町いじめ防止基本方針

平成26年9月・栗山町教育委員会

(一部改定 平成27年 5月)

(一部改定 平成30年 5月)

(一部改定 令和 5年10月)

## ～はじめに～

いじめは、人間として絶対に許されない行為です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの防止に向き合うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識に立つとともにいじめを許さない集団づくりを通して、いじめを未然に防止し、いじめの小さなサイン、兆しを早期に発見し、迅速に対応することが大切です。

栗山町教育委員会では、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携のもとで、「いじめを決して見逃さない。いじめは卑怯な行為である」という意識を共有し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

---

## 1 「栗山町いじめ防止基本方針」の趣旨

---

栗山町教育委員会では、「いじめは絶対に許さない。」という強い意志の下、平成26年9月に「栗山町いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭、地域社会、行政が一体となっていじめの防止に関わる取組を推進してきました。

しかし、その後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど適切な対応をとらない事案が後を絶たない状況を踏まえ、平成29年3月に国の《いじめ防止基本方針》が改定され、平成30年2月には道の《いじめ防止基本方針》が改定されました。

栗山町教育委員会では、こうした動向を踏まえ、これまでの取組内容を検証するなどして町の《いじめ防止基本方針》の内容を見直し、改定を行いました。

改定された基本方針の趣旨を踏まえ、各学校で、実効性のあるいじめ防止の取組が推進されるとともに、教職員一人ひとりがいじめを看過したり、軽視したりせず、児童生徒の些細な変化・兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、迅速かつ適切な対応が行われることや、児童生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめを許さない環境づくりが進められることを願っています。

## 《いじめ防止》に関わる国・道の動き

国【いじめ防止対策推進法】	平成25年	9月	施行
国【いじめの防止等のための基本的な方針】	平成25年	10月	文科大臣決定
道【いじめの防止等に関する条例】	平成26年	4月	施行
道【いじめ防止基本方針】	平成26年	8月	決定
国【いじめの防止等のための基本的な方針】	平成29年	3月	改定
道【いじめ防止基本方針】	平成30年	2月	改定
道【いじめ防止基本方針】	令和5年	3月	改定

## 2 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### (1) 「栗山町いじめ防止基本方針」の基本理念

栗山の子ども（栗っ子）は、《ふるさと栗山》を担うかけがえのない存在です。栗っ子が、互いに認め合い、支え合いながら夢や希望を実現するためには、一人一人の尊厳を守り、心豊かに成長することが大切であり、そのために、学校や家庭はもとよりすべての人々が連携協力し、町をあげて「いじめ防止」に取り組みます。

- 「いじめ」は、どこでも、いつでも、誰にでも起こります。お互いを認め、お互いを大切に、みんなで栗っ子を守ります。
- 「いじめ」は、重大な人権侵害です。どんな理由があっても「いじめ」は、絶対に許しません。
- 「いじめ」は、卑怯な行為です。「いじめ」から目をそむけず、「悪いことは悪い。」と言えるよう学校、家庭、地域が連携協力し、社会全体で「いじめ」を克服します。
- 「けんか」など交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に着けさせます。

## (2) いじめの定義

いじめの定義について、【いじめ防止対策推進法】（以下「法」という。）第2条において次の様に定められています。

### 《いじめの定義》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 児童等                   : 学校に在籍する児童又は生徒
- 一定の人間関係       : 学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は、部活動の児童生徒や塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団等当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。
- 物理的な影響         : 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## (3) いじめを理解するための留意点

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。
- ② いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されないよう、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認する。
- ③ いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認する。
- ④ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ⑥ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえて適切に対応する。

⑦好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。

⑧児童生徒が互いの違いを認め合い、支えながら、健やかに成長できる環境の形成を図る。

例えば

- 「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」
- 「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等」
- 「性的マイノリティー、多様な背景を持つ児童生徒」
- 「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等

特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

#### (4) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

※犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報するなど、日頃から緊密に連携できる体制を構築し、対応することが必要です。

#### (5) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要

があります。

また、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要があります。

いじめの衝動を発生させる原因は、①心理的ストレス②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭など得たいという意識、⑥被害者になることへの回避感情などがあげられます。そのため、一人一人を大切にした授業づくり、活躍できる集団づくりが必要です。

## (6) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

- 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続してしること
- 期間は少なくとも3か月を目安とすること
- さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認をする。
- 学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

---

## 3 いじめの防止等のための対策の内容

---

### (1) 教育委員会が実施する施策（町や教育委員会の責務）

#### ①「いじめ」を未然に防止します。

「いじめ」を未然に防止するため、栗っ子の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築します。小・中学校のすべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動（ふるさと教育）などの充実を図るとともに、児童会や生徒会活動におけるいじめ防止の取組を支援します。

#### ②「いじめ」の未然防止、早期発見・早期対応のための定期的な調査とともに、「いじめ」の通報や相談を受けるための体制の充実を図ります。

- 教育委員会に教育相談員を配置し、計画的ないじめ防止対策を進めます。
- 定期的ないじめアンケート調査、取組状況調査、対応状況調査を実施します。
- スクールカウンセラーや臨床心理士を配置し、教育相談体制を充実します。
- 電話相談を活用します。（0123-72-1112）

③「栗山町いじめ防止基本方針」を策定します。

- 国（いじめ防止対策推進法）や道（北海道いじめの防止等に関する条例）の法令等を受け、対策の格差を生じさせない観点からも、本町におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため「栗山町いじめ防止基本方針」を策定します。
- 策定した「栗山町いじめ防止基本方針」は、速やかに公表します。
- 「栗山町いじめ防止基本方針」の策定は、地域・保護者（PTA）、学校教職員等の意見を聞くとともに、内容の定期的な見直しを行います。

④「栗山町いじめ問題対策会議」を設置します。

- 「栗山町いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止のための日常的な取組の検証や教育活動、啓発活動等が効果的に実施されるよう「栗山町いじめ問題対策会議」を設置し、組織的ないじめ防止対策を進めます。
- 「栗山町いじめ問題対策会議」は、教職員、福祉関係者、教育関係者で構成し開催します。重大事態が発生した場合は、「栗山町いじめ問題専門委員会（以降、専門委員会）」を開催します。専門委員会は専門的知識や経験を有する第三者（スクールカウンセラー、医師、弁護士等）を加え、北海道教育委員会の指導・助言等を受けて、開催し、いじめ問題に対応します。
- 「栗山町いじめ問題対策会議」は、定期（年2回）、臨時（随時）に開催し、「いじめ」の未然防止の対策やアンケート調査、情報収集などを行います。

《栗山町いじめ問題対策会議》

栗山小学校	2名	栗山中学校	2名
角田小学校	2名	福祉関係	1名（臨床心理士）
継立小学校	2名	教育関係	2名（指導主事・教育相談員）

※上記の11名で構成しますが、この他に必要に応じて専門的知識や経験を有する委員を加えます。

⑤いじめ防止のための啓発活動を進め、児童生徒が行う「いじめ」防止活動の取組を支援します。

- 啓発活動を実施します。（研修会の開催や資料提供）
- 町内の小中高生、介護福祉学校生によるいじめ根絶をめざして「栗山子ども会議」を開催します。

■関係機関と積極的に連携します。

⑥その他

■児童・生徒のいじめ防止に向けた自主的な活動を促進します。

■幼児期の教育においていじめ防止に向けた取組を促進します。

■インターネット上のいじめに対する指導や情報モラル教育の充実を図ります。

■インターネットを通じて行われるいじめに対しては、北海道教育委員会のネットパトロール等からの状況を把握し、不適切な書き込み等の迅速な削除を学校に要請するほか、必要に応じ警察と連携します。

■スクールカウンセラーのより一層の活用を促進します。

■学校のいじめに係る状況や対策などをPTAや地域の関係機関、団体と個人情報の取り扱いに留意の上、早期に情報共有しながら、連携・協働した取組が進められるようにします。

■いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

■再発防止の観点から、情報の適切な引継ぎが確実に行われるようにします。

■教職員が子どもと向き合い、いじめ防止に適切に取り組むよう、学校指導体制の整備につとめ、学校運営の改善を支援します。

(2) 学校が行う取組（学校の責務）

学校は、児童生徒が安心して学び、生活する場所です。「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」学校づくりを進めます。

①「いじめ」を生まない学校風土の醸成

■主体的・対話的で深い学びの視点とした授業の充実や集団づくりから児童生徒のコミュニケーション能力を育て、互いに他者とのかかわりを大切に、将来の夢や希望に向かって努力する意欲をはぐくみます。

■道徳教育や人権教育を推進し、発達支持的生徒指導の充実を図り、児童生徒が互いに他を認め合い、尊重し合う絆づくり、居場所づくりを進め、いじめが生まれない環境づくりを推進します。（課題予防的生徒指導、課題解決的生徒指導）

■性暴力の防止に向けて、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

■性的マイノリティー、多様な背景を持つ児童生徒などの人権に対する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感を育成します。

■教職員は、日頃から児童生徒理解に努め、児童生徒の些細な変化や兆候サインを見逃さず、「いじめ」の問題を早い段階に解決します。

## ②相談しやすい環境と児童生徒理解

- 生徒指導と教育相談の一体的連携を図り、組織としての相談体制を充実させ、全教職員が協働した定期相談、チャンス相談を行います。
- スクールカウンセラー、臨床心理士、教育相談員を積極的に活用します。
- 教師や周りの大人の目の届く環境をつくります。（日常観察や情報交流など）
- SOS の出し方に関する教育を充実させます。また、SNS 等を活用した相談窓口を紹介するなど、相談しやすい環境をつくります。

## ③「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

- 自校のいじめ未然防止・早期発見・早期対応、組織的な取組（取組の基本的な方向など）について、その基本方針を定めます。

### いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方（北海道）いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- 「学校いじめ防止基本方針」の中核的な内容を明確にします。
  - ・いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
  - ・「学校いじめ防止プログラム」の策定
  - ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示
  - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアル（早期発見・事案対応マニュアル）の策定
  - ・年間を通じた具体的な活動計画
  - ・加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- 児童生徒、保護者、地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置（学校だより、HP、校内掲示など）を講じます。
- アンケートや協議の場を設けるなどして、児童生徒の意見を取り入れ、より分かりやすい「学校いじめ防止基本方針」となるよう努めます。
- 入学時・保護者会などで資料を配布し、児童生徒・保護者・関係機関に説明します。
- 年度途中の転入等の場合も、同様に当該児童生徒、保護者に説明します。

## ④「いじめの防止と対策のための会議」を設置します。

- 学校は、「いじめの防止と対策のための会議」を設置し、定期的、継続的ないじめ防止対策を進めます。
- 「いじめ」があったら、「いじめの防止と対策のための会議」は、速やかにアンケート調査や聞き取り調査を行い、その結果を教育委員会へ報告します。
- 「いじめの防止と対策のための会議」は、教員2名、福祉関係者1名（臨床心理

士)、教育関係者2名(指導主事・教育相談員)で組織し、必要に応じて校長、教頭、生徒指導担当者、学年主任、学級担任、養護教諭等、専門家(スクールカウンセラー等)を加えて組織します。

※教員2名は、教育委員会が設置する「栗山町いじめ問題対策会議」委員を兼ねることとします。

⑤「いじめの実態把握」のための調査等を計画的に実施します。

■「いじめの把握のためのアンケート調査」を実施します。(定期・年2回)

■「いじめの問題への対応状況の調査」を実施します。(定期・年3回)

■「いじめの問題への取組状況の調査」を実施します。(定期・年2回)

※アンケート調査はいじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決の役割も兼ねます。(平成29年より、「いじめ」は「いやな思い」に文言を変えて調査)

※「いやな思い」には真摯に対応し、早期発見、早期対応、早期解決につなげます。

■学校生活満足度調査(Q-Uテスト)を実施します。

(小3, 4, 5, 6年生、中学校全学年対象)(年2回)

※必要に応じて児童生徒理解ツール「ほっと」(道教委)を活用します。

■ネットパトロールを実施します。

⑥いじめ防止のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ、取組の改善を図ります。

■いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、対応の適切さや組織的な取組の状況を評価します。

《学校評価におけるいじめの評価項目(例)》

- ・いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・いじめの実態把握に努め児童生徒のサインを見逃さないよう早期発見に努めているか。
- ・学校のいじめへの対処方針や取組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・学校全体で組織的に、迅速に対応する体制が整備され、機能しているか。

■取組みの改善、児童生徒や地域の状況、目標や取組状況などの評価を踏まえて改善します。

⑦その他

- ・関係機関と連携協力し、いじめの状況や対応について必要な情報を共有します。

<参考事例> 学校で「いじめ」があったら（いじめが発見されたら）

1 「いじめの防止等の対策のための会議」の開催

速やかに「いじめ」の事実確認や状況調査を行い、対策を協議します。

2 早期対応と指導記録

◆いじめられている児童生徒を守ります。

何より「いじめられている児童生徒」の側から、気持ちを聴き、いじめられた辛さ、悔しさを受け止め、共感的に理解します。また、いじめられた子どもを守るため、教職員（大人）の目の届く体制をとります。

◆早期発見、早期対応します。

「いじめ」は、早期の発見が早期の解決につながります。しかし、時に偽装化され、潜在化し、長期化します。サイン（兆候）を見逃さない感性を磨くことが大切です。

◆「いじめ」を行った児童生徒への支援、保護者へ対応します。

3 全教職員、保護者の情報、行動の共有

◆常に学年、生徒指導、教育相談担当教員が複数で対応し、保護者には、事実や調査結果を直接伝え、意向をきちんと聴きます。

◆また、「いじめ」を行った児童生徒への指導・支援、保護者への支援を行います。

4 「栗山町いじめ問題対策会議」への報告

◆定例及び臨時の「栗山町いじめ問題対策会議」に、適宜事実や経過を報告します。

◆犯罪として取り扱われるべき「いじめ」は、警察と連携して対応します。

(3) 家庭（保護者）や地域の役割

家庭は、子どもたちの心のよりどころであり、安心して過ごすことができる場所です。

また、家庭は、子どもの教育に第一義的な責任を負っています。「いじめは、卑怯な行為であり、絶対許されないこと」として、しつける厳しさを持って、命の大切さや他者を思いやる気持ちをはぐくみます。

①保護者は、自ら範を示すなどして、子どもに「良いこと、悪いこと」の価値基準を教え、社会生活におけるルールやマナーを守らせます。

②子どもの様子に変化がみられたら、学校や関係機関と連携・協力して実態を把握し、問題があればその解消に努めます。

③いじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、その心情を十分理解し、対応するように努めます。

- ④日頃から明るい家庭づくりに努め子どもとよく話し合い、基本的な生活習慣を身につけさせます。
- ⑤子どものインターネットやスマートフォンなどの利用は、保護者の責任で適切に管理します。
- ⑥地域（住民）は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で見守り、はぐくむ体制づくりに参加します。
  - PTA活動や育成会活動に参加します。
  - 広域補導連絡協議会の活動に参加（協力）します。
  - 地域の文化やスポーツ活動（少年団活動）に参加します。

## 4 重大事態の対処

（図一1参照）

### （1）重大事態とは

重大事態について、法第28条第1項において次のとおり定められています。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な損害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合等。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

### （2）「栗山町いじめ問題専門委員会」の開催

- ①教育委員会は、「いじめ」による重大事態が起きた場合、速やかに「栗山町いじめ問題専門委員会」を開催し、事実関係の調査、情報収集を行います。

#### ■重大事態が起きた場合の学校の対応

- 学校は、道の基本方針や、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省通知）に沿って速やかに対処します。
- 学校は、「いじめの防止と対策のための会議」を開催し、
  - ・事実関係の調査・情報の収集と提供・教育委員会への報告を行います。

- ②「栗山町いじめ問題専門委員会」は、学校の行ったアンケート調査や聞き取り調査

などの報告の他に独自の調査や情報収集を行い、事実関係を明らかにして対応策を講じます。

- ③「栗山町いじめ問題専門委員会」は、事態の状況に応じて、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査や対応策の公平性、中立性を確保します。
- ④専門的知識及び経験を有する第三者は、いじめを受けた事案に直接的な人間関係や利害関係のない警察、連合町内会長、民生委員、栗山町PTA連合会長、校長会代表、心理や福祉の関係者（大学研究者、栗山町保健福祉課）などで構成します。
- ⑤いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、要望や意見を聴くとともに、必要な情報を適切に提供します。

### （３）町長への重大事態発生及び調査結果の報告

- ①教育委員会は、「いじめ」による重大事態が発生し、「栗山町いじめ問題専門委員会」が調査を行う場合、速やかにその旨を栗山町長へ報告します。
- ②教育委員会は、「栗山町いじめ問題専門委員会」の調査が終了後、速やかにその結果を町長へ報告します。

### （４）町長の附属組織「栗山町いじめ調査委員会」による再調査の指示及び議会への報告

- ①町長は、重大事態への対処又は再発防止のために必要がある時、附属の組織「栗山町いじめ調査委員会」を設けて再調査を行い、その調査結果については、栗山町議会に報告します。
- ②附属の組織「栗山町いじめ調査委員会」は、教育委員会が設置する「栗山町いじめ問題専門委員会」とは別の第三者機関として設置します。

---

## 5 その他

---

### （１）関係機関（北海道教育委員会）との連携

- ①「いじめ」による重大事態にあつては、北海道教育委員会の指導を受け、必要な調査を行います。
- ②北海道教育委員会から報告を求められたときは、適切に対応することとします。

### （２）保護者への情報提供

学校におけるいじめの状況や対応について、地域・保護者に対して必要な情報を提供し、協力を得ながらその解決に努めます。

図-1 <<重大事態の発生と対処について>>

